

## 池坊短期大学障がいのある学生の支援に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、池坊短期大学における障がいのある学生の支援に関する基本方針を定め、障がいのある学生の支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(学長の責務)

**第3条** 学長は、障がいのある学生が権利利益を侵害されることのないよう、全学的な障がいのある学生の支援を推進する責務を有する。

(教職員の責務)

**第4条** 教員および職員は、障がいのある学生が権利利益を侵害されることのないよう配慮するとともに、具体的支援の実施および合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

**第5条** 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれかの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出る（配慮願）ことができる。

(申し出への体制)

**第6条** 支援の申し出（配慮願）は、担任教員が受理し、学生の教育的ニーズと意志について十分な聴取を行い、学生支援委員会に提出しなければならない。

(支援方針の策定)

**第7条** 学生支援委員会は支援の申し出（配慮願）を受け、関連部門の意見を聞き協議した上で、当該学生への支援方針を策定する。

(合意の形成)

**第8条** 担任教員は策定した支援方針について、当該学生に十分な説明の機会を設け、共通理解と合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

**第9条** 担任教員は当該学生との合意に基づき、具体的支援を学生支援委員会に報告しなければならない。

2 学生支援委員会は、担任教員から報告された具体的支援を関連部門に周知しなければならない。

(支援実施体制)

**第10条** 具体的支援にあたっては、関連部門が相互に連携し、当該学生への支援が円滑に行われるよう努めなければならない。

2 学生支援委員会は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、当該学生および関連部門からの相談に応じ、課題の解決に努めなければならない。

(所管)

**第 1 1 条** 障がいのある学生の支援に係る事務は、教学部において実施する。

(秘密保持義務)

**第 1 2 条** 障がいのある学生の支援に従事する者または具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、障がいのある学生および障がいのある学生の支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

**第 1 3 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、学長が別に定めることができる。

(改廃)

**第 1 4 条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

#### **附 則**

- 1 この規程は、2020年1月8日から施行する。
- 2 この規程は、2021年9月1日一部改正し、「池坊短期大学障がいのある学生の修学支援に関する規程」から名称変更。